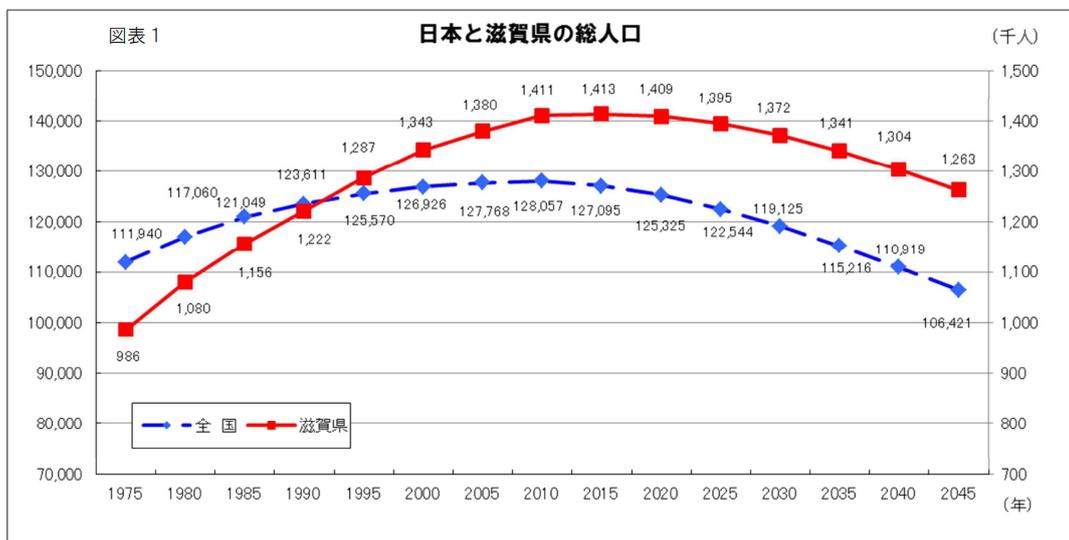


滋賀県の概要

人 口

(1) 推移

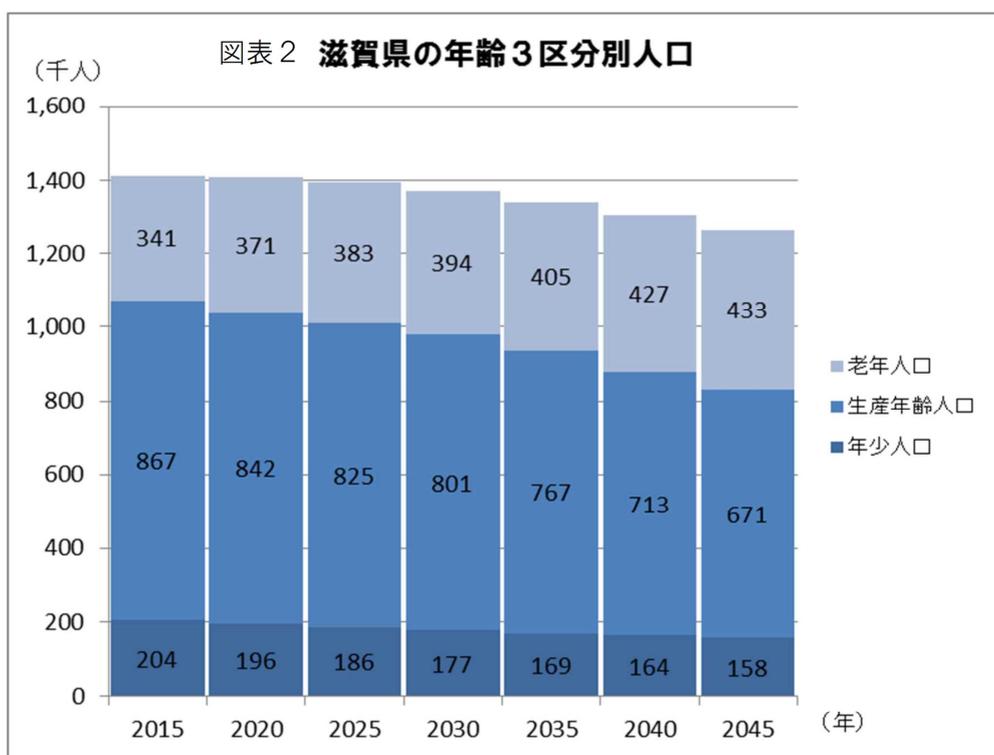
- 滋賀県は、近年、全国でも数少ない人口増加県であったが、2013 年ごろをピークに、既に人口減少局面に入ったと考えられる。
- 2013 年には初めて転出者が転入者を上回り、2016 年以降は死亡数が出生数を上回っている。
- 全国の状況と比べ人口減少のスピードが緩やかなものの、このまま出生数が減少し、若い世代の流出が続いた場合、2015 年に約 141 万 3 千人であった人口は、2030 年には約 137 万 2 千人（▲2.9%）まで減少、さらに 2045 年には約 126 万 3 千人（▲10.6%）まで減少する見込み。



出典：国勢調査(総務省)、国立社会保障・人口問題研究所推計により作成

(2) 年齢構成

- 滋賀県は、年少人口（0歳以上14歳以下の人口）割合が全国2位、生産年齢人口割合が全国8位であり、全国的に見ると若い世代の割合が高い県とすることができる。
- しかし、今後、年少人口は2015年の約20万4千人から2030年には約17万7千人（▲13.1%）、生産年齢人口は2015年の約86万7千人から2030年には約80万1千人（▲7.7%）とそれぞれ大きく減少する見込み



出典：国立社会保障・人口問題研究所推計により作成

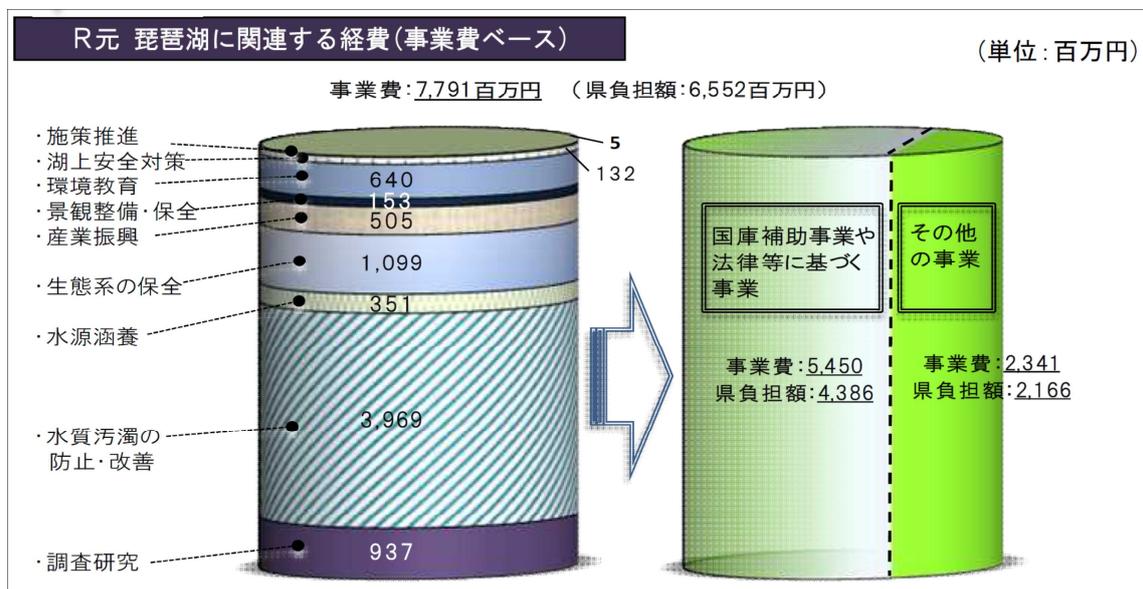
琵琶湖

- 琵琶湖は、日本で最も大きな湖であり、その水は、近畿1,450万人の飲料水等として利用されている。
- 琵琶湖は、約400万年もの歴史を持つ世界有数の古代湖であり、生物相は非常に豊かで、60種を超える固有種が生息する。
- 平成27年(2015年)に公布・施行された、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、琵琶湖が「国民的資産」として位置付けられ、同法に基づき、滋賀県では「琵琶湖保全再生計画」を策定し、琵琶湖を「守る」「活かす」「支える」取組を重点事項として、各施策を推進している。
- 近年、大量繁茂する水草対策や、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除対策、また、水産資源の確保・増殖対策など、特に、琵琶湖の保全に関する経費が増嵩し、国庫支出金等を除く県負担額で66億円程度を要している。



琵琶湖のあらまし

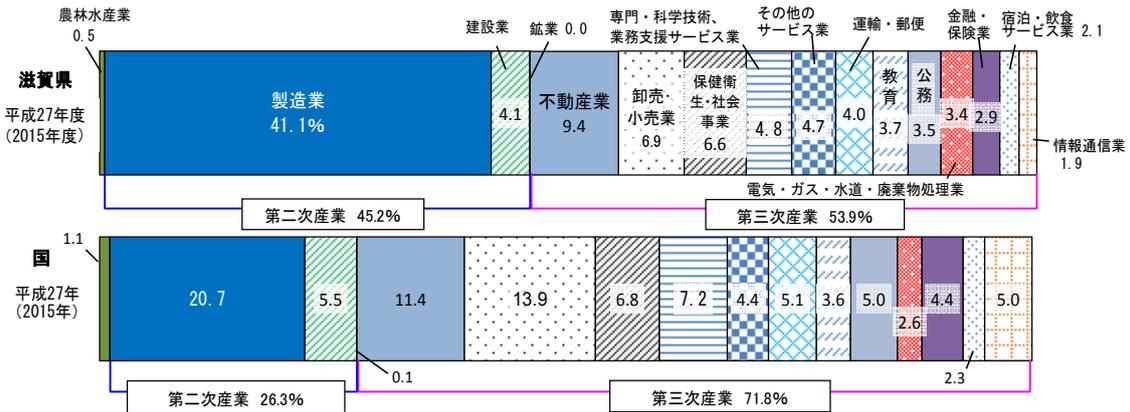
- 面積：約670km²（滋賀県面積の約1/6）
- 周囲：約235km
- 最大深：約104m
- 貯水量：約275億m³



経 済

(1) 産業構造

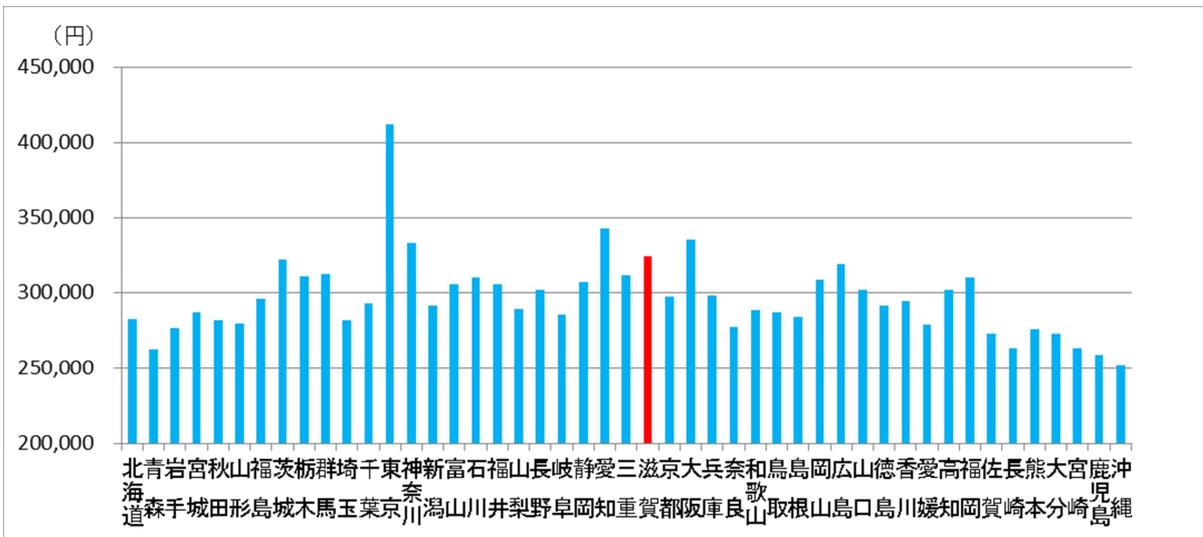
- 滋賀県は全国有数の内陸工業県であり、県内総生産に占める製造業の割合は41.1%と、全国の製造業の割合(平成27年(2015年)暦年)の20.7%を大きく上回り、全国1位となっている。



出典：滋賀県値は平成27年県民経済計算、国値は平成28年国民経済計算より

(2) 給与の状況

- 滋賀県民の給与所得は全国的に見て高い水準にあり、月間現金給与総額(事業所規模5人以上)は全国5位となっている。



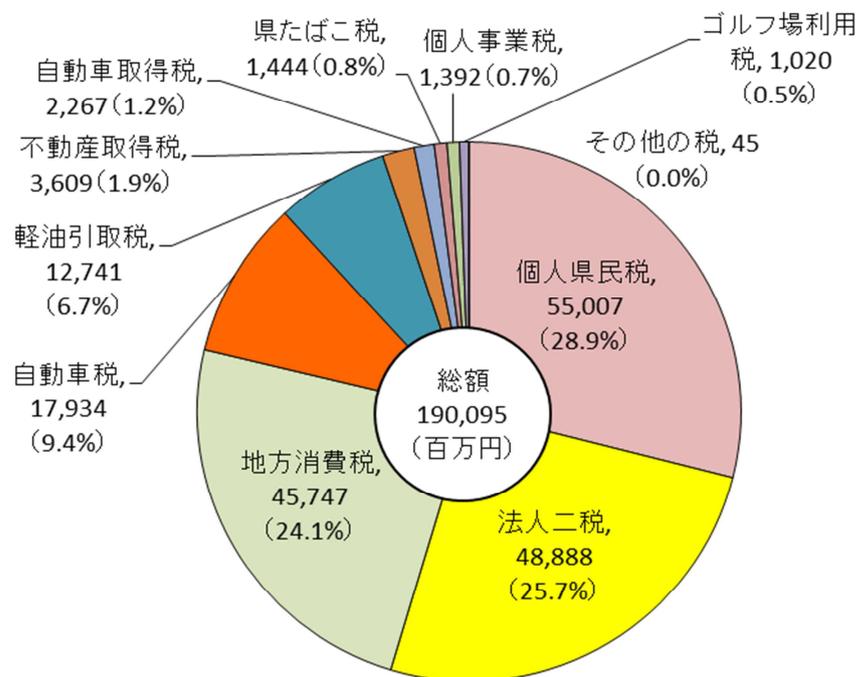
出典：毎月勤労統計調査地方調査 平成29年年平均結果より

滋賀県税の概要

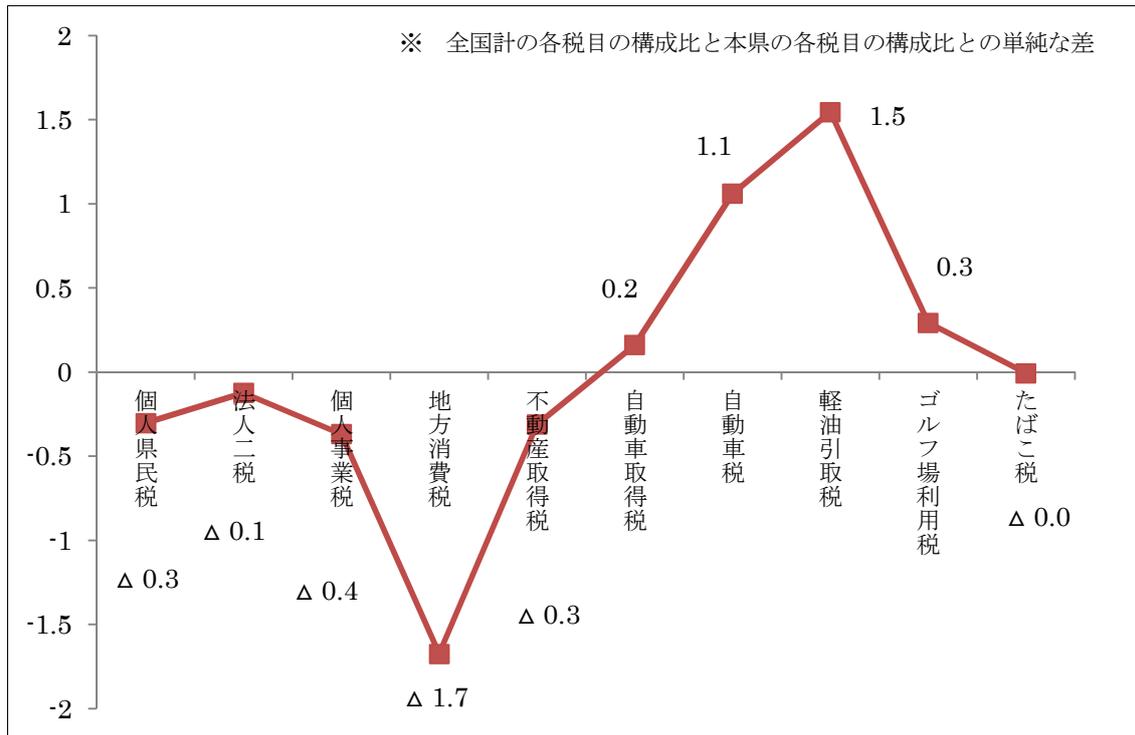
税収構造

- 滋賀県の税収構造（地方消費税清算後）は、多い順に①個人県民税、②法人二税、③地方消費税、④自動車税となっている。
- 税収構成比を全国平均と比較すると、地方消費税に係る構成比が低く、県内での消費行動が低い傾向にあると考えられる。

滋賀県税収構成比（平成 29 年度決算ベース・地方消費税清算後）



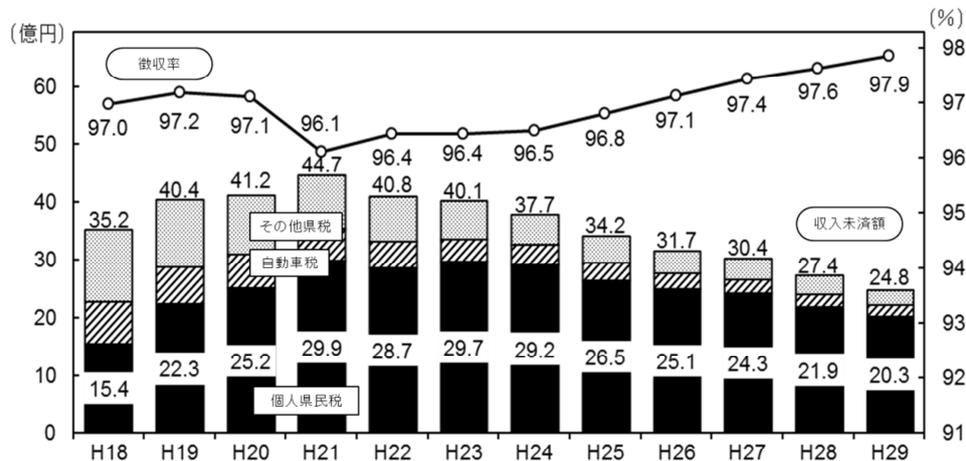
税収構成比の全国平均との比較（平成 29 年度決算ベース）



徴収状況

- 平成 20 年～21 年（2008 年～2009 年）のリーマンショック後に収入未済額の大幅な増額と徴収率の落ち込みがあったが、平成 22 年度（2010 年度）以降は、8 年連続で、収入未済額の縮減・徴収率の向上が進んできている。

県税収入未済額（徴収猶予を除く）と徴収率の推移



滋賀県の独自課税

(1) 法人県民税法人税割の超過課税

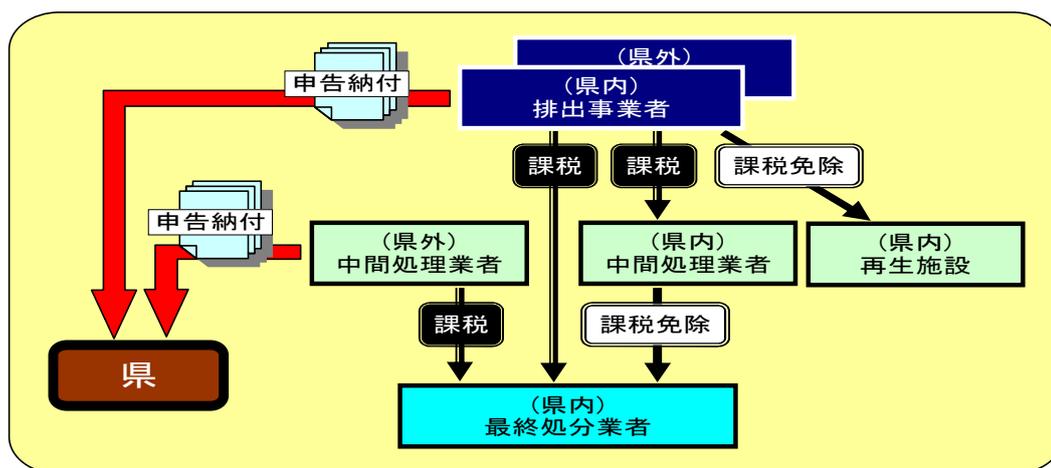
- 不況による財源不足に対応するため、昭和51年(1976年)2月から法人県民税法人税割の超過課税を実施。
- 制度の概要等については、資料3-1のとおり。

(2) 琵琶湖森林づくり県民税(県民税均等割の超過課税)

- 環境重視・県民協働という、新たな視点に立った森林づくりを推進するための財源として、平成18年(2006年)4月から琵琶湖森林づくり県民税を創設。
- 制度の概要等については、資料4-1のとおり。

(3) 産業廃棄物税

- 産業廃棄物の発生抑制や資源化、その他適正な処理を図るため、平成16年(2004年)1月に法定外目的税として創設。
- 県内中間処理施設または県内最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税客体として、排出事業者による申告納付方式をとっている。
- 条例の付則において、5年後を目途に条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、見直しを検討することとなっており、これまで3度の検討(直近は平成30年度)の結果、既存制度を継続している。

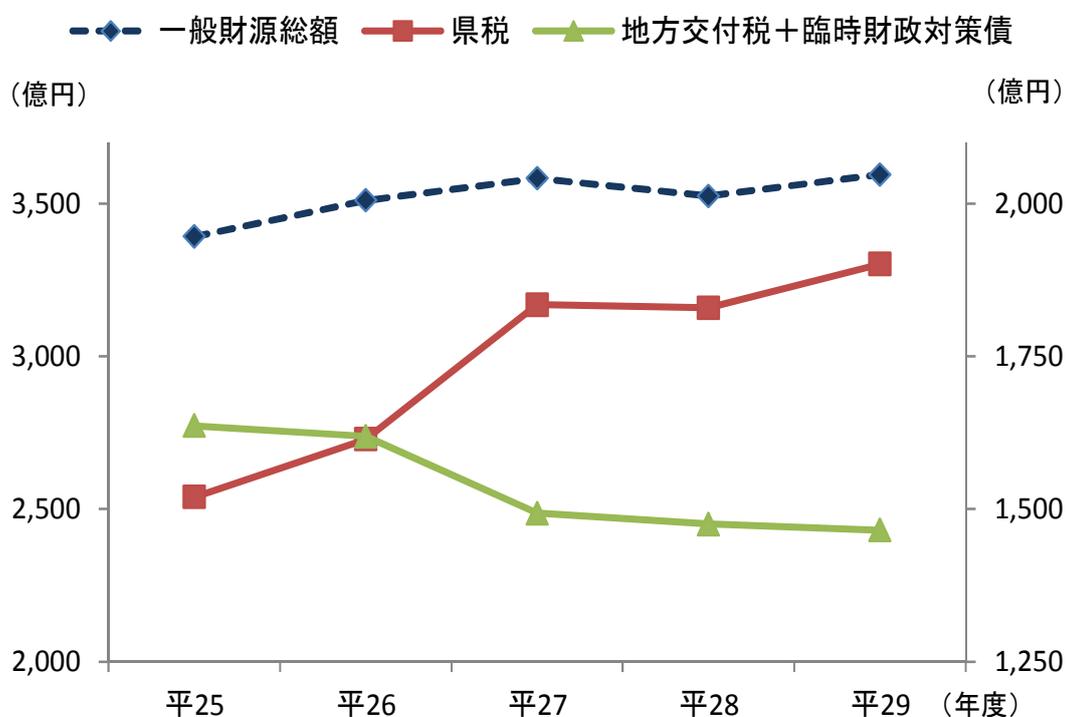


【適用実績】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
税収	29,049千円	36,052千円	47,271千円	26,571千円	24,588千円
課税件数	20件	25件	36件	21件	19件

(参考) 滋賀県における一般財源総額（地方消費税清算後）の推移

- 消費税率の引上げや県内経済の回復傾向により、本県の県税収入は、平成 25 年度 (2013 年度) から平成 29 年度 (2017 年度) にかけて +25.1% と大きく増加。
- 一方で、県税収入の増加は、地方交付税の基準財政収入額に反映され、臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は、▲10.5% と大きく減少。
- 国の「新経済・財政再生計画」において、地方の一般財源総額が、平成 30 年度地方財政計画の水準に据え置かれ、今後も大きな伸びが期待できない中、本県独自の新たな政策に取り組むためには、法定外税等、地方財政計画に含まれない歳入をいかに確保するかが重要。



※ 左縦軸は「一般財源総額」、右縦軸は「県税および地方交付税+臨時財政対策債」
 (一般財源総額：県税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金の合計額)